

令和2年

建設文教委員会

12月14日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和2年12月14日

午前10時00分 開会

午前11時59分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	青木 亮
委員	堀内 ちほ	委員	ごとう 学
委員	鵜飼 貞雄	委員	月岡 修一
委員	近藤 善人		
議長	毛 受明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	伏屋 一幸	参事	小森 賢一
経済建設部長	宇佐見 恭裕	教育部長	小串 真美
農業政策課長	青木 由美枝	土木課長	星子 恭士
下水道課長	近藤 潔	環境課長	堅田 直寛
学校教育課長	高木 安司		

5. 傍聴議員

服部 龍一	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	三浦 桂司	郷右近 修	清水 義昭
宮本 英彦	一色 美智子	近藤 郁子	

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（毛受明宏議員） 皆さん、おはようございます。

建設文教委員会に付託された議案は5件です。慎重審査、よろしくをお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了したときも、明確に意思表示をされるようお願いいたします。

初めに、議案第90号 市道の路線廃止についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

星子土木課長。

○土木課長（星子恭士君） 議案第90号 市道の路線廃止について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第10条第1項の規定に基づき開発に伴い市道を廃止する必要があるからです。廃止する路線は1路線でございます。

1枚おめくりいただき、附図を御覧ください。路線番号3310、路線名、阿野56号、起点、豊明市阿野町昭和45番地先、終点、阿野町昭和63番地先です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 今の附図のところなんですけれども、物流の会社が……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ちょっとごめんなさい、マイクがまだ入っていない。ちょっとお待ちください。

○近藤善人委員 その附図の中の廃止される線なんですけれども、大体2万3,000平米でしたっけ、この線の左と右のこの一角という形ということでしょうか。その開発される土地というのは。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 開発の区域といたしましては、この附図の路線の北の道路と西の道路と……。

（北というと、1号線から入ってくるの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 1号線から入ってくる道路、ありますよね。ここをずっと来て、あの変則の四差路、ありますよね。それ、北というのは地図でいうと上とか右下、どちらでしょうか。N、上が北になっていますけれども。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 名鉄の境から西に向かって、それと南に向かう道路、それと川の間区域です。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 ということは、線路を越えたところから次の変則の四差路までの区域と

いうことによろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） そのとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 物流ということで、大きなトラックとか何か入ってくると思うんですけども、周辺道路の開発も一緒にあるんでしょうか、お願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 周辺については、西側のほうでは数か所の物流倉庫ができております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 じゃなくて、周辺道路の開発はあるのかという。広げるとか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 西側の道路については9メートルの道路に拡幅されます。北側の道路については6メートルの道路に拡幅されます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 9メートルというのは縦に長くびゅっと来ている線ですかね。そうすると、県道からの当然進入になると思うんですけども、ほかの道路については広がらないということなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 県道瀬戸大府東海線の信号から入りまして、その道路については全て9メートル以上に開発されております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 いつ、この物流の会社がいつから稼働するのかと、あと、近隣住民への影響があればよろしくをお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 路線廃止についての近隣への影響ということで、

答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 開始についてはちょっとまだ把握しておりません。工事については2月頃に終わると聞いております。近隣の影響につきましては、こちら、物流倉庫が近隣にあります。一部民家がありますが、その辺は業者のほうからの調整をしているということを聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 この払下げをされる56号ですけど、何平米あるかちょっと分かりませんが、これ、業者に払下げをするわけですね。そういったことでよろしいでしょうか、まず。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 一部交換で一部払下げが発生いたします。払下げについては14平米ほどです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 14平米って僅かですよ。それで、交換するというのはどの部分ですか。残りのどの部分と交換するんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 道路の廃止と交換するのは9メートルに拡幅する部分と北側の6メートルに拡幅する部分です。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 僅かでも、こういう道路の払下げというのは、例えば平米当たり、坪当たり幾らで払下げをされるわけですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらは市有財産審議委員会にてかけられます。単価については今はちょっと分かりません。

以上です。

(ちょっと待って、委員長の声あり)

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 単価が分からないで払下げに同意しちゃっていいんですか。廃止に同意しちゃって。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 市有財産に諮る単価としては路線価を参考にさせていただきますので、今後決めていくことになります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 曖昧なようなことを言わずに、ここの路線価という値段が出ておるわけでしょう。それが該当するのか、それとも委員会が新しく値をつけるのか、その辺のことをやっぱりはっきりしなきゃ。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 単価については路線価を参考にして決めます。今ここの路線価が幾らということちょっと、申し訳ございませんが、分かりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 単価が分からないのに賛成できませんよ、これ。そんなことで、そんな答弁では。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 後ほど回答させていただきます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 今回の、このいわゆる路線の廃止というのは、いわゆる行政財産から普通財産に切り替えて、普通財産を、財産価格を決めるという筋書じゃないんですかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

もう一度、青木副委員長。

よろしいですか。星子課長。

○土木課長（星子恭士君） そのとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

道路部分については全て交換で賄わせていただきます。こちら、廃止の水路がございまして、そちらが一部払下げになるということです。

以上です。申し訳ございませんでした。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 要するに何、じゃ、14平米が払下げ分という、先ほどおっしゃったでしょう。それで、あとの残りほとんどは道路用地と交換ということでお金は発生しないと。それで、その14平米の、だから単価は幾らですかと聞いておる。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますか。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 後ほど回答させていただきます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 関係なかったらごめんなさい。

今1号線からの進入路が通行止めになっているんですけども、これはこの廃止と何か関係があるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 開発に伴いまして排水路の付け替えですとか電柱移設、あと電線管の埋設、やり替え等に関しまして通行止めを行っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 じゃ、全てこの路線の廃止に関するかと理解してよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） そのとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 この工事はいつ頃終わるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） この工事、2月には終わると聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） あと、先ほどの月岡委員のほうは、あとよろしいですか。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 後ほどお答えいたします。しばらくお待ちください。申し訳ございません。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御質疑がないようでしたら暫時休憩……。ありますか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今までの質問の関連のようなものですが、道路のさっきの変則の四差路から西のほうへ行く道路が9メートルあるという、そういうことでよかったです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 6メートル。

続けてください。

○ごとう 学委員 もう一度。

名鉄のほうから入ってくる道路、北のほうの、あの横に走っている道路が6メートルになるということですよ。それから、この変則の四差路から下のほうへ下ってくるのが9メートルになるという、そういうお話でしたよね。それで、何か瀬戸大府のほうから入るのは9メートルということでしたので、確認なんですけど、この四差路から瀬戸大府のほうへ向かっているこの道路は、西のほうへ延びている道路は、もう既に9メートルあるのかということがお聞きしたかったんですけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） この四差路から西に向かう道路は現況のままでございます。それで、9メートル、縦に拡幅いたします9メートルの南側から西に出る道路、こちらのほうが9メートルに拡幅されておりますので、こちらから進入するというのを聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 南側というのは、途中で西のほうへ向かっている道路ですか。もっとずっと堤防に沿って下のほうまで行ったところですか、どこですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 南から途中で西に向かうこの道路です。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 分かりますか。ちょっと図面上で分かりにくい。
ごとう委員。

○ごとう 学委員 この敷地、三角形なっていますが、この三角形の下のほうのところから左、西のほうへ向かっている道路、これが9メートルあるということですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） この区画の田んぼ、北から田んぼを数えますと、1、2、3、4、5、6、7、8、8枚目から西へ向かっている道路です。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 静粛に願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） この附図の開発区域の西側に果樹園みたいな記号があるところ、そこの南側の道路が9メートルとなっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど、周辺住民と調整しているということでしたけれども、これ、物流倉庫でトラックが、場合によっては夜間にも出入りしたりとかいうようなことで、結構騒音が出るんじゃないかなと思いますけれども、これ、隣接して何戸か家がありますけれども、そういったところから問題ないというような、そういう確認が取れておるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 開発に関して隣地の承諾は得られているというところで開発の許可が下りているところです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 隣地の承諾書は土木課にも提出されて、土木課が確認をされておるとい、そういうことですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 土木課では確認はされていませんけれども、開発の許可が下りているということは確認いたしました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 例えば工場団地の場合、柿ノ木なんかで工場団地を造っていますが、
の場合は、こういう民家と接するようなところは10メートルとか20メートルとか緑地を設
けるようなことになっておりますけれども、この集落と接しておる部分、この図で左上、
この敷地の左上のところですけど、この辺りの利用、こういうところへ緑地を設けるとか、
そういったようなことにはなっているんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） この路線を廃止することに。

（廃止して利用されるのでの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 宇佐見部長。

○経済建設部長（宇佐見恭裕君） 今の御質問は開発の行為の話でありまして、当然開発
の中には緑地を設けなきゃいけないだとか、そういう制限がかかってきておりますので、
問題はなく設計されておると感じております。今日は、今、路線の廃止ということで、そ
の中の一部の道路を廃止する話ですので、詳しい資料を持ち合わせておりませんが、
よろしくお願ひしたいというところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 路線の話だからほかのことは関係ないとまでは言っていないかもしれ
ないけど、それに似たようなニュアンスのお答えですけども、これ、市の土地を払い下
げるわけ、払い下げるといふか、交換して便宜を図るわけですよ、これ。ということ
ですよ。市がそうやって便宜を図るんだったら、このことに関して起こってくる問題が
ちゃんと解決できているかどうかということは、このことを認めるかどうかという私たち
の判断に大きな影響がありますので、そこはきちっと答えていただきたいと思ひます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑がなければ、暫時休憩といたします
が。

暫時休憩といたします。

午前10時19分休憩

午前10時28分再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 路線価についてですけども、北側の道路が4万9,400円、西側の道路が4万7,800円でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 私は道路の路線価、聞いていませんよ。この路線価の隅に残った14平米は幾らですかと聞いておる。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 14平米の単価につきましては、先ほどの路線価を参考にしまして市有財産審議委員会で決定いたします。

（だから、幾らの声あり）

○土木課長（星子恭士君） 今後決定していきますので、今は未定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 宇佐見経済建設部長。

○経済建設部長（宇佐見恭裕君） すみません、補足させていただきます。

水路の払下げの値段については、今議会でこの路線廃止がお認めいただければ、この後に市有財産評価審議会のほうで値段を決定させていただきます。で、その値段を決定させていただく金額の参考となるのが路線価からということになっておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の、路線価を参考にとということでしたけれども、路線価相当額ということではなくて、路線価を参考にとということは、例えば路線価の2割とか3割とかというようなこともあり得るといことでしょうか。というのは、これ、かなり、何て言いますか、純然たる宅地ではないし、かといって農地でもないし、言ってみれば雑種地ですよ。ということで、路線価に対してどのくらいの割合で、これはこれまでも例がいっぱいあると思いますので、やっておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） これまでの例でお願いします。

宇佐見部長。

○経済建設部長（宇佐見恭裕君） これまでのというか、基本的に水路、道路についておりますので、道路を払い下げる値段とほぼほぼ同額で毎回設定しておりますので、何割下がるというようなことはございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 一言厳しいことを申し上げますけど、私の質問はごく標準的なことを申し上げています。難しいことを質問しておるんじゃない。こういう質問もあり得るだろうということは想定していただかないかんじゃないですか。私、特段難しい質問はしていません。そういった意味では、もうちょっと、こういう時間をロスにするということは議会軽視につながる可能性が高いので、しっかりと準備段階をして臨んでいただきたいと苦言を呈しておきます。お願いします。

以上です。賛成です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論はございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第90号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、議案第91号 豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の制定について御説明します。

この案を提出するのは、少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等について、必要な事項を定める必要があるからです。

内容を説明しますので、1枚おめくりください。

第1条では、条例の趣旨を定めます。

第3条では、任期を4月1日から3月31日までの1年以内とし、5年を超えない範囲で更新することができるとしています。

第4条では給与の種類を、めくっていただきまして中段、第6条から、次ページ中段の15条までは各種手当について取り決めます。

第16条では、公立の義務教育小学校等の教員、教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法に定める教職調整額を県費負担教員に準じて支給することとしています。

2ページおめくりいただき、第25条では委任事項を定めます。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の説明を聞きながらこれを見ているわけですがけれども、教育委員会規則に委任するところが非常にたくさんありますので、資料として教育委員会規則をお願いしたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員より資料請求がありました。

もう一度、資料請求の趣旨説明、なぜその規則が必要かということの簡潔に説明をお願いします。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 例えば5条の第3項を見ていただきますと、この新たに採用されるもののこの給与、この給料表に定める号給は教育委員会規則で定めるというふうになっていますし、そのすぐ下、4号でも昇格昇給については教育委員会規則で定める。それからずっと下がって10条、下から3分の1ぐらいのところですけど、ここでも特殊勤務手当について教育委員会規則で定める業務とか、その後14条にもありますけれども、そういうふうで、教育委員会規則を見ないとどういう内容なのか分からないことがたくさんありますので規則を頂きたいという、そういうことです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 当局において資料は用意できますか。また、時間はどのぐらいかかりますでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 資料は用意できます。時間は5分から10分いただきたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） お諮りいたします。本委員会として資料請求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数です。当局においては速やかに資料の用意をお願いいたします。

では、このまま進めたいと思いますが、資料がなくても質疑できる方、挙手を願います。
堀内委員。

○堀内ちほ委員 何月の時点で児童数を確定して募集されるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） この今、案が可決されれば人数を確定して決めたいと思いますが、現在のところ、12月1日の数字を使って考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 二村台小学校では3年から6年まで、各学年は何クラスぐらいになる予定でしょう。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） あくまでも12月1日現在でございますが、二村台小学校では、新3年生が3クラス、4年生も3クラス、5年生が2クラス、6年生が3クラスを想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 3クラスぐらい増えるということなんですけども、何人職員さんを採用するのかお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 3クラス、今12月1日の現在では2クラス増えるんですが、2学年におきましても人数的に微妙でございます、そのため3人を今雇用する予定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 誰が考えても当たり前のことなんですけど、よりよき先生を募集したいと

は思います。それで、その選任対象者となる方はどこか県の教育委員会とか、そういったところから推薦される方の中から選ぶのか、それとも市独自でどこか選ぶ人がいるのか、その辺のことはどういう仕組みになっていますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 選考の仕組みについてお願いします。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今のところ考えておりますのは、今支援室がございませので、先生方の状況はよく把握されておりますので、退職された先生ですとか、今後定年になって退職される先生を考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 そうしますと、その支援室の先生方が決めてしまうような結果になるような気がします、教育部長や教育長が面接とか能力検査とか、そういったことはされないということによろしいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 採用につきましては、採用の委員会をつくりまして、教育長をはじめ教育部長も含めて、そういった形で面接等の選考を行っていきます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 退任直前の先生とか在職中の先生でしたら、現役ということで能力的には問題ないかもしれませんが、既に在職していない、退職して何年かたってしまったような先生が選ばれる基準に達したときに、それは能力的な、才能試験とは大変失礼ですけども、そういったことはしないと。ただ過去の職績があるからということで、採用の対象になるわけですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 採用のその委員会では、まず志望動機の作文というか、を出していただいて、面接でよくその辺りは教育長を含めて聞き取りをやって、今、委員が御心配なされるようなことがないような職員を雇う予定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 関連で。

鵜飼委員。

○**鶴飼貞雄委員** ちょっと関連するかどうか分からないんですけども、これの任期が1年ということで、それで更新、都度することができる、それが最長5年というふうに記されておりますが、そうすると、着任してから最高5年までは行けるよということで、着任するときの年齢とかというのも結構大事になってくるのかなと思うんですけども、そういった年齢とかの要件というものもつけるんでしょうか。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** 答弁願います。

高木課長。

○**学校教育課長（高木安司君）** 今は上限は考えておりません。これは県のほうも同じでございましてつけておりませんが、その辺は、先ほど月岡委員が言われるように、やはり子どもが教育できるような方を選ぶので、自然と年齢等も含まれてくるかと思えます。

以上です。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** ここで、資料の用意ができたので、事務局において配付をお願いします。

（事務局資料配付）

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** それでは、今配られました資料について、簡潔に説明を求めたいと思います。

高木学校教育課長。

○**学校教育課長（高木安司君）** それでは、今お配りしました規則（案）でございまして。

まず、第1条で趣旨でございまして。これは条例を補足するものということでつくらせていただきます。

第2条には、給料についての詳細が書いてあります。

第3条につきましては、教員特殊業務手当についてでございまして。

ページをはねていただきまして、第4条では義務教育等教員特別手当について記述させていただきました。

次ページでございまして。第5条では教職調整額についての記述がございまして。

第6条では勤務時間を定めさせていただきます。第7条では委任事項について記述させていただきます。

附則としまして、条例の施行の日から施行することとなります。

以上です。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** では質疑を続けます。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの月岡委員の質問の関連で、採用される方の年齢ですけれども、定年退職者を採用するということになると60歳を超えることになると思いますけれども、市のほうには定年条例というのがあって、60歳以上、60歳になったら退職するということになっておりますけれども、その定年条例との整合性はどのように図っておられるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） あくまでも任期付職員ということで、定年条項とは別個の扱いでこれはやっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 定年条例は、職員は60歳をもって定年とするというふうに書いてありますので、任期付職員ならそれを超えてもいいという根拠はどこにあるかということをお尋ねしているわけですけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 定年を迎えますと、例えば私どもでも再任用という形になるかと思えます。それで、実際に教職員の方も、60を超えますと再任用ということで、これもおおむね1年間の期限をもって、産休代理だとか、抜けてしまったところに配属をされていきます。今回私どもでこの条例を整備して先生方を市費で雇わさせていただくんですけども、当然教員試験には合格したんですけど、県のほうに採用しておらずに来ていただく若い先生も、公募でありますので、手を挙げていただければ来ていただけると思うんですけども、基本的には再任用の先生方で、その中で県のほうから配置されるのか、私どものほうに応募していただいて、それで私どもの職員としてお教えていただくのかと、そういう違いがございますので、その定年条項については特に抵触しないのかなという判断をしております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 定年条項に抵触しないというのがどこに書いてあるのかという、その根拠をお聞きしたいんですけど。例えば今回の条例で定年条例は適用除外にするとかって書いてあれば、なるほど、これが根拠だなということが分かるんですが、どこにその根拠があって60歳を過ぎても採用できるということになっているのか、その根拠を教えていた

だきたいということです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） すみません、先行自治体参考に、この条例のほう整備させていただいて様々調査をしてみましたが、今、委員御指摘の定年条項への抵触については、それを条文として明記する必要があるかどうかというところまでこの条例では今考慮ができておらず、こういう形で今提案させていただいておりますので、少しお調べする時間をいただきたいと思います。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 じゃ、それは調べていただくということで次の質問をしたいと思えますけれども、今回任期付職員を少人数学級で必要になる先生に充てるということですが、その任期付職員でもいいという、これも根拠ですね。これ、この条例の最初のところに、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律云々と書いてありますけれども、この根拠についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 県のほうも同様に、2年生が県費負担等の少人数学級をやっておるわけですが、その中でも、その少人数学級だけではないんですけど、県のほうも任期付のこういった任用職員を使ってやっておりますので、県に準じてやりますので問題ないと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 根拠は、この条例の条文にも書いてあるように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の3条第2項、これが根拠なんですよ。それで、3条第2項を見ると、第2項の1号が該当するかどうかと思うんですが、その1号を見ると、適任と認められる職員を部内で確保することが一定期間困難である場合というふうに書いてあるんですよ。一定期間困難であるという。これは一定期間じゃなくて、豊明の場合、部内で、これは県から配分されてくる職員以外に必要なわけですから、一定期間ではなくてずっと必要なわけですよ。だから、私、これ、該当しないと思うんですけど、この条項に。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 毎年子どもの数が変わって、毎年その必要な人数が変わりますので、その一定期間という意味で1年間ということで、今回雇用のほうを出させていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 毎年変わるというのは、毎年必要な、40人学級なり、1、2年は35人学級なりとか、そういった基準に基づいて必要な人数が来るだけで、市で独自に行う35人学級の教員は県のほうから配分されてきませんよね。それは市が少人数学級を続けていく限り必要なわけで、一定期間困難であるということにはならないと私は思いますけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 県と国の配分以外に市のほうで少人数学級を決めたときの人数は、毎年クラス編成、子どもの数によって決めるんですけど、その人数が変わりますので、一定期間だと私どもは考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 1年ごとのクラス替えというのは、継続しているうちの1つの節目にすぎないのであって、継続しているということには変わりはないんじゃないんですか、少人数は。それとも、少人数学級自体を豊明では一定期間しかやらないということですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） ちょっとその意見がちょっとかみ合わないんですけど、毎年クラスが何クラスというのは変わるので、継続性はありますけど必要な先生の数当然変わります。ですので一定期間という説明をしています。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 それでは、それは解釈が違うということで。

次に、先ほど、これ、質問がありましたけれども、この第2条の第2項ですね、選考は教育長が行う。それで、選考委員会をつくって行うということで、それは結構なことだと思っておりますけれども、条例としては教育長が行えることになっているんですよ、これ、条例ね。それで、選考委員会を行うということであれば、そういったことを条例にちゃんと明記すべきだと私は思います。そうでないと教育長の独断で条例上やれることになっていきますので、教育長は行政職であって教育の専門職ではありませんので、そういう問題があ

ると思いますが、その点、この条例の表現はこれでよろしいのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 選考は最終的に教育長が決定するんですが、選考委員会の要綱をつくってその選考委員会のメンバーでやりますので、教育長の独善でということとは考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 条例上、独善でやれることになっているということを私は問題にしておりますので、申し上げておきます。

それから、この第3条で任期が1年以内ということになっておりますけれども、任期1年でいい人材が採れるのでしょうか。1年たったらいつ首になるか分からないという立場で、教員という非常に大事な仕事をするわけですけれども。なぜ、例えばこれを3年にするとか5年にするとか、そういった配慮はなぜできなかったのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 先ほど任期付のところでお話しましたように、任期付というのは決まった年数必要な職員が、専門的な職種のためすぐに供給できないということで、任期を決めて職員を雇うものでございまして、今回でも1年ということで、先ほどの継続性の問題の話で意見の相違がありましたが、その辺でも毎年変わるということで、この1年ということで人数を出しております。採用できるかどうかにつきましては、また今後のことも含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） この制度をつくるときに、いろいろと他市の方にも御意見を伺ってこの制度をつくりました。今、ごとう委員が御指摘になったようなこともございます。例えば、我々、やろうとしているのは35人学級というようなことで、35を一応めどにします。そうなってくると、70人までは2クラスですよね。それで、現行71人いるとすると、それは3クラスにできます。けども、次の年に誰かが転校していってしまって、70になったとか69人になると、必要な教員数が3名から2名に減少してしまいます。そういったことで、先ほどから課長が申し上げているように、毎年雇用する職員の人数というのが異

なってくると。減少するのか増加するのかということもとにかく異なってくるということです。やはり1年というお約束でそれはやらないとしようがない。他都市で聞きますと、やっぱり全体で、豊明で例えば全体で教員の異動等がございまして、新たに例えば産休だとか何かいろんなところで必要になってくる場合があるので、そうなったときには市費で雇っていた人を今度県費で雇用して雇い替えをするというか、そういったことで対応しているということも聞いております。どちらにしても、子どもの数によってこれは教員の数というのが異なって、雇う数が異なってきますので、致し方ないのかなというふうには考えています。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 　ごとう委員。

○ごとう 学委員 　毎年、必要な人数にぴったり、一人の違いも出さないようにやろうと思うと、こういった1年ごと任期付職員にしなければいけませんけども、1人や2人違いが、差がでて、その人たちはほかの学級でチームティーチングをやっていただくとかということにすれば、もっと長い間身分を保障することができる。身分が保障されているかされていないかというのは、いい人材を雇う上ですごい大事なことだと私は思うんですけども、いい人材を雇うということと数をきちっと合わせることのどちらが大事かという判断ですけれども、それは人数をただ合わせるのが大事だという判断をされたという、そういう、その結果1年になったという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 　答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） 　実は教員のこの単年、1年の任期付というのは、私どもが条例で定めることが初めてではなくて、県の教職員の方はほぼほぼそういう形になっております。というのは、全国的に、県域で申し上げますと、愛知県教育委員会の中で申し上げますと、県内全域的に当然そういうことが発生するわけですね。急に1人必要になるようになったとか、さっきの話でいきますと、仮に71人になれば3クラスですけど、81まで行けば県から1人来るようになって必要なくなるだとか、そういったことが起きますので、再任用の職員の方がそういった1年のところに入ってきたり、非常勤講師として産休代替のような先生方、県のほうは全てこれ、1年の契約でやっているというふうに伺っておりますので、私どものほうもそれに準拠してやらせていただくということで御理解いただきたいなと思います。

それから、先ほど、後ほどお答えするというところで、定年条項への抵触の件でございますが、任期の定めのある職員と任期の定めのない職員でこのところの解釈が大きく変わ

るということで、このたびの条例では任期付ということでやっておりますので、これは人事院のほうでも出ているそうなんですけれども、この定年条項には抵触しないということでお願いしたいと思います。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 まず、今のその定年のことに関しては、法的にはできるんですよ、これ。ちゃんと法律に任期付職員は定年を超えてもできると書いてありますので。私がお聞きしたのは、そのことが条例でどこに定めてあるのかということをお聞きしたかったということです。例えば、定年60歳でも法に60歳と書いてあるわけじゃないんですよ、これ。条例で定めておるんですよ。ということをお願いしたかったということで、これは答弁は要りません。解釈の違いということで結構です。

それから、先ほどの問題ですけれども、県が1年の講師でやっている、そういう人が何人かいる、豊明でも三、四十人いるというような話を聞いておりますけれども、そもそもそういう1年の講師に重要な教職を任せるということが問題だということが今言われておるわけですよ。県がやっているからといって、豊明市がそれを無条件にそのとおりにしなければならないということもないわけで、正職員で採用しようと思えばできるわけですから、正職員で採用するということは検討されなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） この辺、また、ごとう委員とはちょっと解釈が違ってくるんですけど、私どもは必要な人数、それが質をどう関係するかというのははっきりは言えないんですけど、とにかくこの少人数学級というのは人数が決まってからやはり学級が編成されますので、それに応じてやるしかないものですから、こういった形で任期付、ごとう委員が言われるように、長期的に長く雇って見ていくというのはまたちょっと違いますので、そういった形で今回こうやって出させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 私は、少人数学級で1年の任期付の先生に正規の担任をやっていただくぐらいなら、人数は多くてもチームティーチングで補助教員として入ってもらおうという、そういうやり方のほうがいいのではないかなと個人的には思っております。

それで、全国的に見ても、こういう少人数でやっているところはもちろんありまして、最近、教職を希望する人が非常に減っている。これ、正規の職員を希望する人でさえ減っ

ていて、こういう任期付の教員はなかなか集まらないということで、それを廃止した市もあるんですよ。2週間ぐらい前だったか、朝日新聞にもそういった自治体の例が紹介されておりましたけれども、任期付の職員に担任を持たせて正規の職員として採用する方法と、それから、短時間の職員として採用して教員の補助をさせるかという、その比較検討はされたでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今言われるようなことを比較検討というか、実例というか、やってみなければ分からないところがあって、それが、比較検討が実施していないもんですから何とも言えないんですが、ただ、学校としても、先生方の話を聞くと、クラスを分けて常に少人数で見たほうが子どもに目が行き届くということをやっております。私ども、今、ごとう委員が言われたような、少人数学級というか、チームティーチングやなんかもかなり取り入れていますので、そういった面で総合的に判断して、今回少人数学級を取り入れるということを取りました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっとほかの質問に移りますけれども、第15条で退職金、市町村職員退職手当組合条例に基づいて支給するとありますけれども、これ、任期が1年ということは、毎年退職金が支払われるということでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 規程に基づいて支払うことになるかと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 退職金というのは、御存じかと思うんですけど、年数が増えると急速に支払いの月数が増えていくようになっていますよね。いつまでたっても一番最低の1年のところの退職金しかもらえないわけで、5年やっても1年目と同じということで、これ、非常に採用される側としては不利な退職金制度ということになってしまいますけれども、そういう認識はおありでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） あくまでもやはり準じてやっておりますので、県のほうもこういったやり方をやっておりますので、こういった形で私どもも制定させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） この議案について、質疑はまだ続きます。

では、すみません、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

午前 1 1 時 2 分 休憩

午前 1 1 時 1 2 分 再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
小串部長。

○教育部長（小串真美君） すみません。先ほどの答弁で少し整理をさせていただきたい
と思います。お願いします。

退職手当の件でございますが、条例規則どおり退職手当組合の規定に基づいて支給する
ということで、これは間違いないんですけれども、この期間が継続すれば、ごとう委員指
摘のとおり、上がっていきます。基本的には1年間の期限付ということになりますけれど
も、現実的にはクラスが、例えば本当に減ってしまったということがない限り、その先生
を継続して雇っていくことになるかと思えます。その上限が5年を超えない範囲というこ
とで定めさせていただいておりますので、マックス5年間、同じ先生がそういったところ
についていただける。それから、このたび私どもが市費で雇う先生が必ずしもその担任
に当たるというわけではなくて、これは校長先生の裁量の中で学校のほうに1人教員を配
置させていただくので、その中でその少人数も含めてやっていただくということですので、
そういう御理解をお願いしたいと思います。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方。

近藤委員。

○近藤善人委員 採用について、公募というお話もあったんですけれども、例えば退職し
た方に当たるということも言っておられましたけれども、どちらを重点にしてやっていく
のか。また、今支援室にいる方に頼むということもあるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 大変失礼しました。基本は公募でございます。公募の中

で、先ほどいろんな委員さんから言われていますように、支援室の先生はよく御存じですので、教員の関係は。そういった形でいろいろ御助言をいただくということでございます。

失礼しました。以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 別の質問になるんですけども、現在の勤めていらっしゃる補助教員の方が、例えば応募したいよと言ってもそれはオーケーということで。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 人件費は総額でどれくらいを見込まれているのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 一番もし高い方で想定しますと、共済費込みで800万程度、個人につきましては600万程度と考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 確認なんですけど、この事業に国庫負担や県費負担はないということによかったですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 2年生までが県費負担がございますので、それ以降は市費負担で対応していきます。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 もう一点だけ。

3クラス増えるということなんですけれども、今何に使われているのかと、教室が何に使われているかということと、運営に対して何か影響があるのかということをお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、学年室等で共通で使われておる教室を使うという予

定でございますので、授業には差し支えないと聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 文科省では、教育の機会均等や義務教育の水准确保のため、少人数学級を推進しています。少人数学級は一人一人に目が行き届きやすく、学力・学習意欲の向上を支援しやすい、子どもの欠席者率の低下にもつながっています。また、外国人児童生徒などへの日本語指導がしやすい、増加傾向にある発達障がいのある子どもやいじめなど、特別な指導や支援が必要な子どもに適切に対応しやすいなどのメリットがあります。世界34か国加盟するOECDの調査によると、日本における先生1人当たりの子どもの数は18.6人、OECDの平均は16.0、日本は多い水準にあります。日本では欧米と異なり、先生が教科指導以外の生活指導や事務作業なども担っているため長時間勤務が比較的長く、時間外・休日勤務が増加しているのが実情です。この状況も踏まえ、先生が子どもと対話する時間を確保するためには、さらに先生1人当たりの子どもの数を少なくすることが必要です。ちなみに、学力世界で注目されているフィンランドは24人学級で、外国語についてはさらにその半分だそうです。メリットの多い少人数学級のさらなる推進をお願いして、賛成討論とします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 賛成の立場で討論します。

GIGAスクール、少人数学級は時代の流れとなっています。35人学級については、説明にもあったように、国の少人数学級の基準は小学校1年生まで、愛知県の少人数学級は小学校2年生まで、豊明市は愛知県内にあるので他府県より手厚い学級編制にありますが、今回の議案は、来年4月、唐竹・双峰小学校が合併して開校する二村台小学校において試験的に3年生から6年生まで35人学級にするものであり、これがうまくいくようであれば、行く行くはほかの小学校も35人学級にしたいというのは県も豊明市も同じ考えだと思います。しかし、建物は豊明市ですが教員は愛知県の管轄、給与は愛知県から支給されているのが現状です。豊明市独自で教員を雇うとなると給与が愛知県から支給されず、このように市費負担となります。財政が苦しい中でも、教育環境日本一を目指し、豊明市独自で3

年から6年まで35人学級を試験的に実施することは大変素晴らしいことだと思います。今後は国や県に対し、35人学級を早急に進めることを強く要望していただけることをお願いして賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第91号に、事務局のほうでいろいろと工夫をしていただいたことは評価をいたしますが、反対の立場で討論をいたします。

詳しいことは本会議のほうで述べますけれども、教育というのは子どもの人間形成、人格形成という極めて重要な仕事です。それを任期1年の非常に不安定な身分の、言ってみれば臨時職員ですよ、に全面的に任せる、そういう任期付職員としての任用は全く納得できません。正規採用とするか、あるいは任期付職員で行くのならば、短時間職員としてもっと同じ予算で大勢採用できますので、補助的な役割を果たしていただいてチームティーチングにするというようなことも考えられるのではないかというふうに思います。同じ予算で大きな効果がそのほうが上げられるのではないかと思いますので、その他先ほど申しておりましたいろんな問題がありますけれども、また本会議で述べるとして、今回この件については反対ということにいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 第2条の中の、第2条の2に市費負担、教員の採用は選考によるものとする、その選考は教育長が行うと明文化されています。したがって、過去の、大学生の成績が優秀だとか、そういったキャリアを優先するんじゃなくて、やっぱり子どもたちにとって一番適切な人物、教員として求められる人物、そういったものを教育長のこれまでの経験の中から適切に選んでいただきたいと強く要望いたしまして賛成の討論とさせていただきます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第91号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第91号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第16号）についてのうち、

本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） それでは、議案第95号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第16号）のうち、環境課所管分について御説明いたしますので、26、27ページをお願いいたします。

4款2項1目 清掃総務費の右側説明欄、資源処分委託料は420万円の増額ですが、こちらにつきましては、再資源化するに当たり処分費が必要なペットボトルや小型家電などの排出量や単価が増加したものによるものです。

以上で環境課所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 青木農業政策課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 続きまして、農業政策課所管分について御説明いたします。補正予算書28ページ、29ページをお開きください。

最上段、6款1項2目 農業総務費の1 農業総務人件費を390万4,000円増額するものです。これは人事異動に伴い、職員構成が変わったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 続きまして、下水道課所管分の歳出について御説明いたしますので、同じく28、29ページを御覧ください。

6款1項6目 総合整備事業200万円の減額は、農村集落家庭排水施設特別会計への繰出金で、繰越金を充当することにしたため減額となるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について、歳出より説明いたしますのでよろしく御願いいたします。

28ページ、29ページを御覧ください。

下段、10款1項3目 教育振興費は626万円の増額です。本年度、通常夏季休業期間に当たる日において授業を行いましたので、学校業務に従事する人たちに対して増加した報酬を増額するものです。

次ページ、30ページ、31ページを御覧ください。

上段、10款2項1目 学校管理費は1億2,368万2,000円の増額です。主に双峰小学校大規模改修工事によるものでございます。

その下、2目 教育振興費396万7,000円の増額は、要保護・準要保護就学援助費の増額になります。受給者の増加によるものです。

下段、3項1目 学校管理費207万6,000円の増額は、主に教職員用のデジタル教科書等の設定委託料になります。

その下、2目 教育振興費2,208万8,000円の増額は、主に新学習要領改訂に伴う教師用教科書及び指導用教科書のためのものです。

次ページ、32、33ページを御覧ください。

5項3目 学校給食費71万6,000円の増額は、老朽化して修理できない高压洗浄機、配送用コンテナを購入するものです。

続いて、歳入について説明しますので、10ページ、11ページを御覧ください。

上段、14款2項7目 教育費国庫補助金6,480万円の増額は、双峰小学校大規模改修工事に当たる補助金になります。

次ページ、12ページ、13ページを御覧ください。

最下段、17款1項1目 一般寄附金261万円の増額は市内企業様からの寄附金であり、定住外国人日本語教育推進のために使われます。

6ページ、7ページを御覧ください。

第2表 継続費補正です。歳入、歳出でも説明しました双峰小学校大規模改修工事において、国費の内示を本年度受けましたので変更するものです。

その下、第3表 繰越明許費のうち、10款 教育費195万8,000円は、歳出でも説明しました教師用デジタル教科書等の設定料を繰り越すものです。

次ページ、第5表 地方債補正につきましては、今回計上されております双峰小学校大規模改修工事に関して、対象となる地方債部分を充てるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 26、27ページをお願いします。

4款 衛生費なんですが、先ほどの御説明では、ペットボトルであるとか小型家電の単価が上昇しましたよで420万円。これの積算、どういうふうにされたかだけ、分かる範囲で教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 積算、まず回収量も増えております。まず、今ちょっとお話がございましたけれども、小型家電が、9月末での集計なんです、前年比の142%という形になっております。あとペットボトルにつきましては、こちらについては量は、増加率は104.5%なんですけれども、単価につきましては、小型家電が昨年度の処分単価が11円だったところが、今現状33円ということで3倍になっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 31ページ、お願いします。

新設校開設事業の中で工事監理委託料、これが工事監理ですよ、工事設計じゃないですよ。一番分かりにくい項目なんです。何をやっているのか。つまり、今までいろんなところで改築したり増築したり新築したりする場合、ここのところがいけない、手直しをするような内容が随所に出てくる可能性が高いんですけども、そういった場合に、じゃ、その現場で誰が監理してくれたのか。そこが大きな問題なんですね。基本的にはこういった人たちは名前、上がってきません、ほとんど。現場の2次下請の監督だとか、そういう会社が追及されることになると思うんですが、実際市として、発注者として、こういった人たちの発言、行動に注目していかなきゃいけないです。本当に工事内容をしっかりと把握して、工事監理委託ですから監理しているのかどうか。要するに適切に職人を回して適切な作業しているのかどうか、そういった確認をするためにいるわけですから。これをほとんどの人たちは、私もプロの世界でいたわけですから分かりますけど、1次下請、2次下請の監督に任せっきりなんです、ほとんどは。現場なんかほとんど来ないです。そういった環境にいる人たちなので、本当にその責任は問われない、しかしお金はしっかりと持っていく。こういったことではいけないので、やっぱり市の職員として発注者が、こういった人たちが現場にいたら、一体どういうことなのか、どこまで順調に進んでいるのか、現場内はいいのか、やっぱりきちっと責任を持たせるために聞き取り調査をして、記録に残しておいていただきたいと思います。そういったことをしっかりとやっていただきたいということを要望いたしまして賛成……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 質疑、質疑。

○月岡修一委員 違うか、質問か。まだ質問だったね。すみません。

やっただけですか。すみません、失礼しました。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、月岡委員の言われたことを肝に銘じて、私どもも現場監督を出しておりますのでしっかり管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 ちょっと今の関連かもしれないんですけども、工事監理委託499万7,000円と校舎等改修工事費1億1,665万3,000円は、6ページの第2表の継続費で通次繰越との説明がありましたが、これ、もう一度説明していただいていいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願ひます。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 継続費のほうに反映されてくるわけでございますが、今年度、工事としては令和3年度にありますので、令和3年度に補正前は組んであります。ただ、国のほうが早く今の段階で内示が出てきましたので、今回2年度の予算に組み込みながら3年度を含めて継続とする形で今回は上げますので、こういった形で変更を出させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じ31ページのすぐ下のところですけども、要保護・準要保護396万7,000円とかなり大きい額が上がっておりますが、人数とか、それから、どのような家庭が今回新たに要保護・準要保護になってきたかというようなところを、分析しておられましたら教えていただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願ひます。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 例年と比べますと33人ほど増加しております。私ども、今回はコロナ禍の影響もございまして、5月、6月にもさらに文書等、周知を図りましたので、そういった関係で今回増えたんじゃないかなというふうと考えております。

以上です。

（ちょっと答弁漏れ、答弁漏れの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁漏れ。じゃ、もといで、ごとう委員の答弁漏れをお願いします。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今御説明しましたとおり、コロナ禍での影響じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 こういうのを分析して、福祉部門と連携して福祉のほうで何らかの、これは結局子どもの問題だけじゃなくて親の問題なんですよ。家庭の問題だと思うんで、こういうものを分析して福祉部門と連携、あるいは協議等の連携をされたかどうか、その点について伺います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当然窓口に来て相談されますので、家庭状況に応じて、私ども、スクールサポーターがおりますので、そういった方と、子育て支援課に児童相談とかもありますので、そういったところを含めて協議しておるということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 これ、今のごとうさんの質問なんですけど、昨年度が何名だったか、分かれば教えていただけますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 昨年度が、小学校のほうが同時期で287名で、中学校が176名でございます。中学校につきましては今回198名になっておりますので、22名の増加となっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 中学校費で今回デジタル教科書設定委託……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ページ数。

○青木 亮委員 ページ数、30、31なんですけど、中学校費の中でデジタル教科書の設定委託が、これ、小学校はどうなってみえますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 昨年、小学校というか、今年、学習指導要領の改訂がございましたので、同じような形でやらせていただきました。もう既に終わっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 28、29ページの10款 教育費、3目 教育振興費、教育振興事業の小中学校英語指導業務の9万2,000円増は、どこの学校で何日、何時間を教えたものでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 栄小学校に配属されておるALTでございまして、今回補正増をさせていただくのは9日分でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 30、31をお願いします。

10款 教育費、2項 小学校費の1目 学校管理費、一番上ですね、141万7,000円の小学校営繕工事費、資料では館小の遊具の改修、あと大宮小の無線LANアクセスポイントの工事というふうになっております。これ、館小の遊具、こういったものの改修になるのか教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 遊具と申しますとチェーンネットのチェーンの部分、ここの老朽化が進んでおりますのでチェーンを取り替えます。あと、バスケットコートの子供用バスケットゴールなんですけど、これも破損しておりますのでこれを替えることになります。撤去して新しくつけます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 31ページの中学校管理事務事業のところの電算関係委託料ですけれども、デジタル教科書の設定ということでしたけれども、これ、具体的にこのデジタル教科書の設定というのはどういう作業をやられるのか。それから、それは教員一人一人のパス

コン全てやることになるのかということについて、説明をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今いろんなパターンで、CDであったりですとか、クラウド上ですとか、教科書会社によって違うんですが、そういった教材を先生のパソコンに取り込んで、新年度から使えるということで今考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 クラウドからとかCDから読み込むというようなことですが、そういうのは作業手順を示したようなものを配って、教員でやるということはできないんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 教室で画面に映したりとか、そういうこともございますので、そういった専門業者にやらせないとしっかりしたものが全てできないので、今回こういった形で委託で出させていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうやって業者にやっていただいて、例えば1年たって翌年度、担任の学級が変わったり学年が変わったりしますと、当然教える内容も変わってくるわけですが、そういう場合には、パソコンはその学年、クラス用のパソコンなのか、先生用のパソコンで先生が替わるたびに持っていくものなのか、持っていくものだとすると、また再度こういった作業が必要になってくると思うんですけど、その辺のところはどういうふうになっていますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 学年で管理していますので、タブレットや何か、その学年で使えるような形になっていますので、先生が学年が変わっても、次の学年のタブレットを使っていただければいいかと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 28、29ページの10款 教育費、1項 教育総務費の3目 教育振興費の特別支援教育支援業務596万3,000円、これは今年はコロナの影響で夏休みが短縮されて授

業が延長になっていますが、実質授業はどれぐらい延長されましたか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 実質、授業自体は12日間としております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 スクールサポートスタッフの2万9,000円も、金額は少額ですが、同様の理由でよかったですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 先生の、先生というか、この業務をやっている方の勤務状態によっても変わるんですけど、今言われました、多くは授業が延びたことによる出勤日の増加で結構でございます。

以上でよろしいでしょうか。以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 33ページの給食センターの備品購入費、今回は71万6,000円とそんなに大きな金額じゃないんですけども、前はたしかかなり大きい金額のものがありました。新しいものを購入するわけですけども、給食センターは今建て替えに向けて進んでいるということですけども、これはあと何年くらい使うことになるんでしょうか。新しいセンターができるまで、何年くらい使うことなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 使えば次のセンターでも使うので、何年ぐらいというのはないんですけど、新センターが3年以降だと思います、今後。ですので最低それは使います。ただ、今回上げさせていただきました配送用のコンテナにつきましては毎日使うものでございまして、溶接とかそういったことがもうできないぐらい調子が悪いものですので今回替えさせていただきます。それで、もう一つの高圧洗浄機につきましては、新センターでも使えるんじゃないかなというふうに踏んでおります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 補正予算16号、本委員会所管部分について、賛成の立場で討論します。

今年は新型コロナウイルス感染拡大を回避するため、小中学校も臨時休校を余儀なくされた影響で、児童生徒の学習遅れなどもあったと思います。そう考えると、遅れを取り戻そうとされた先生の御苦勞は多大なるものであったことと推察いたします。コロナでの雇い止めなど、生活困窮が子どもたちに及ぼす影響は大きなものがあります。様々な事情や背景があると思いますが、要保護・準要保護の人数の高止まりが気になります。この点は十分漏れのないように、しっかりと支えていただきたいと思います。

そして、二村台小学校開校まで3か月半を切りました。保護者や児童の中には不安を感じている子どもも多くいます。まだ若干時間はありますので、子どもたちが健やかに教育を受けられる環境整備をお願いして、賛成討論といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 先ほど工事監理委託料について、しっかりと業者に仕事をさせるようにということを申し上げましたが、高木課長は市の職員を現場監督として派遣しているのが大丈夫と、一番私が心配している部分を大丈夫という答弁をされましたけど、しっかりと職員に言い聞かせておかないと、自分で言いたいことも言えない、建築屋さんがちょっと大手だと言えない、そういったことを随分経験していますので、必要なことは言う、必要なことはやってもらう、そういったことができるかどうかがいいものができるかどうかの鍵を握っていますので、職員さんが行って責任を持って仕事をやるように。後日何か不備があったら、その人たちにもよく責任を問いますからね。よろしいですか。じゃ、そのことをしっかりと伝えてもらうことを要望して、賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論はございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第95号のうち、本委員会所管部分について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

続いて、議案第97号 令和2年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） それでは、議案第97号 令和2年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページ目を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,773万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億1,113万8,000円とするものです。

初めに、歳出から御説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

2款 家庭排水施設事業費、1項1目 維持管理費の14節、説明欄、集落排水工事費3,765万3,000円の増額は、不明水対策工事として沓掛町東門地区の污水管更生工事と中川地区のマンホール更生工事を実施するものです。

3款 公債費、1項1目 元金49万3,000円は、特定財源から一般財源に振り替えるものです。

同じく2目 利子100万7,000円は特定財源から一般財源へ振替で、8万5,000円の増は令和元年度に実施した污水管更生工事による起債に伴う償還金利子を増額するものです。

4款 予備費、1項1目 予備費50万円は、特定財源から一般財源に振り替えるものです。

次に、歳入を御説明いたしますので、4、5ページをお開きください。

3款 繰入金、1項1目 繰入金です。説明欄を御覧ください。一般会計繰入金200万円の減は、一般財源に振り替えることによる減額です。

4款 繰越金、1項1目 繰越金3,973万8,000円の増は污水管更生工事等の施工に充てるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 議員になって26年半、この不明水対策で相当議案として予算が上がってきました。実は数か月前にある雑誌の中で、全国的にこの不明水対策費に各自治体がか

りの金額を強いられているという、こういった問題点が載っていました。どこに原因があるのかと言われてますと、やはり配水管の耐久性とか、施工からの年数とか、そういった自然的な問題で退化していく問題も多いかもしれませんが、結構数年でもう不明水が始まって、その対策に追われているということが書かれていました。単純に考えれば、施工ミスが大きな原因だろうと考えざるを得ないんですね。つまり、1.5メートルとか2メートルの中に埋めてしまう配管ですので、接続がどのようになっているか、もうやってくれる人しか分からない。見ただけでは分からないですよ。当事者がどういう施工をしたのか。そこが大きなポイントだと思うんですね。埋めてしまえば誰も分からない。でも、分からない、工事現場としては完了して合格いただいたところが、こういう不明水で大いに悩んでいる、出費を求められている。こういったことから考えたときに、業者にやはりどういう指導をするのか。担当課として、これからもこういったことは多分続けていくと思うんですよ。今まで二十何年間ずっと出ていますからね。そういったことをなくすためには、やっぱりこういったことを考えてみえるのか、ちょっとその部分だけお聞かせください。対策について。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 不明水につきましては、今、月岡委員が言われたとおり、やっぱり施工だったりいろいろな条件がございます。この農業集落家庭排水につきましては全てがコンクリートヒューム管にて施工されておまして、なおかつ、皆様も御存じのとおり、農業地区ということで非常に地盤が軟らかうございます。その当時はしっかりとした当然それなりの基礎をやっておったんですが、やはり日時がたっていくにつれて、どうしても地下水の影響でやはり管のつなぎ目が緩んできます。どうしてもそういうところから不明水という形になってきますので、流域下水道につきましては塩化ビニール管を採用しておりますので、不明水としてはほとんどない状態です。ですので、農排地区につきましては約39キロ延長がございまして、今回お願いする約220メートルを管更生いたしますと約8キロあります。パーセントにしますと約20%ですので、まだ80%が不明水対策をする必要があるということなんですが、やはり布設替えということになりますと非常に莫大なお金がかかりますし、今流れている汚水を、バイパス管を使わなければなりません。まだやはり、私どもとしては管更生工事が一番適当な工法だと考えておりますので、ぜひ今後も、流域に統合されるわけですけど、また将来的なストックマネジメント計画、長寿命化計画等をしっかり立てて、今後改修のほうをしていきたいと思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 今の答弁で間違いのないと思います。しっかりと対策を練ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 質疑はよろしいですか。質疑はありますか。なければ。

（すみません、質疑になりませんでしたね。要望ですの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の工事の工法ですけれども、何か以前は中から漏れているところへ吹きつけをすとかというようなことを聞いたことがありますけれども、そういうような工法なのかどうかということと、今回のこの工事で、その不明水、たしか年間400万立米だったか何かあったと思いますけれども、40万立米か、がどのぐらい減るのかということをお教えください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 工法としましては、悪い部分だけを直すのではなくて、全面的にポリエチレン、硬質ポリエチレン管を貼っていきます。今回、管の口径が250ミリということになってまして、延長的には5スパンありまして220メートルです。不明水につきましては、昨年も同じぐらいの距離をたしかやらせていただきまして、平成30年の末には40.1%だったものが、令和元年の末には37.1%ぐらいに落ちましたので、それを考えますと35ぐらいにはなるんではなかろうかというふうに思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 先ほど20%が済んだということなんですけれども、残りの80%についてどれぐらいの期間がかかるのかと、もし金額が分かればお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） まだこれで今年農排統合になりますので、実際流域のほうにもまだ調査して直さないかんところがありますので、その辺、一度統合になって、また勅使台も今後入ってきますので、トータル的にストックマネジメント計画を考えまして、それからちょっと考えていきたいと思っています。ですので、ちょっと金額のほうもまだ

不明ということになります。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この農村下水道が市の公共下水道に接続されるわけですがけれども、そのときに、その農村下水の範囲から出た不明水がどれだけかということは把握できるようになっているのか。もしなっていないと、豊明市全体でいうと農村下水では三十数%の不明水があっても、全体で計算すれば分母がうわっと大きくなって正常範囲内ということになってしまいますけれども、そういうその把握ができるのかどうなのか、その辺のことはどうですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 流量のメーターが、ちょうど愛知県の境川右岸幹線、それがちょうど栄町の喫茶栄の前にございまして、そこに全て、豊明市の全ての排水を持っていくこととなります。そこにはメーターがついておりますが、愛知県さんのほうが管理しておりますので、そこに流れた量の維持管理費を私どもに負担を強いるということになりますので、です、今までは沓掛浄化センターにメーターがついておりましたが、それがなくなりますので、ちょっと把握のほうは難しいです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 それはメーターをつけてちゃんと把握をしていかないと、不明水の問題が豊明はないことになっちゃうので、そういうことはできないんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） ちょっとそれはなかなか難しいかと思えます。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し採決に入ります。

議案第97号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第100号 令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） それでは、議案第100号 令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、令和元年度決算が確定したことにより、長期前受金戻入及び減価償却費の増額、令和元年度に借り入れた起債の利息確定に伴う増額及び職員手当の増額をお願いするものです。

それでは、内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条は総則を、第2条 業務の予定量は、令和2年度豊明市下水道事業会計予算第2条中、管きょ建設改良費7億2,920万3,000円を7億2,944万3,000円に改め、第3条は、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入については、第1款第2項 営業外収益6,021万円、支出については第1款第1項 営業費用5,952万7,000円、同第2項 営業外費用63万5,000円をそれぞれ増額するものです。

第4条は、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億741万8,000円は、引継金92万3,000円、当年度損益勘定留保資金3億649万5,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を次のとおり補正する。第1款第1項 建設改良費24万円を増額するものです。

第5条は、当初予算書第4条の2中、特例的収入の額について、1億2,913万7,000円を7,219万1,000円に、特例的支出の額について、2億7,891万2,000円を2億2,894万1,000円に改める。

第6条は、予算第8条に定めた経費、職員給与費を24万円増額するものです。

この補正に関する事項別の内訳につきましては、3ページの令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画以降に資料を添付させていただいておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方はページ数を示してから挙手を願います。

ありませんか。よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の補正は昭和46年から56年までの下水道分が欠落していたという
ようなことも説明を聞いておりますけれども、それは計算していたけれども上げられな
かったということですので、これ、どうして漏れちゃったのかということをご説明
をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 下水道事業資産につきましては、昭和43年から下水道の整
備を行っておりまして、平成27年、28年の2か年で委託で資産調査を発注しました。その
ときに、一般会計と特別会計を分けて試算してくれということをして市役所の職員と打合せが
済みでありまして、その一般会計と特別会計の分の資産はすっきり分かれておったわけ
ですが、令和2年度当初に最初の減価償却費や長期前受金戻入を出すときに、その一般会
計で整備した資産をちょっと足すのを忘れておりまして、そこが今回の影響が出たという
金額で、減価償却費と長期前受金戻入のお金が約6,000万ぐらいずつ増額したというこ
とになります。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第100号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で……。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど、議案第91号のところ、定年後も採用できる法的な根拠とし
て、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律だというふうに言ったよう
な気がしますが、これは地方公務員法の28条の2の4ですので、もし間違っておたら、
そのように訂正したいということをお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 後ほど確認いたしたいと思います。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦勞さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会